

# 行政の窓

## (その2) 木材利用ポイント事業の延長について

### ■ ポイント付与の対象 (1ポイント=1円)

#### 木造住宅の新築・増築

地域材を一定量使用

30万ポイント

#### 内装・外装の木質化

地域材の使用面積に応じて

7千~30万ポイント

#### 木製品等の購入

- ・木製品…3万円以上で地域材を一定量使用
- ・木質パレット・薪ストーブ…10万円以上

価格の10%分で最大10万ポイント

平成25年4月 1日から  
平成26年3月31日までに工事契約したもの  
**延長：平成26年9月30日までに工事着手したもの**

平成25年7月 1日から  
平成26年3月31日までに購入したもの  
**延長：平成26年9月30日までに購入したもの**

ポイントの発行期限…平成26年7月31日まで  **平成27年1月31日まで延長**

### ■ 申請のながれ

道内の登録業者  
・木材供給業者 252社  
・住宅施工業者 980社

① ポイント申請

② ポイント発行

③ 交換申請



④ 商品発送

木材利用ポイント事業事務局 (全国) ・ 申請受付窓口 (道内18カ所)

※②と④は同時申請もできます



#### ポイント交換商品

- 地域の農林水産品等
- 農産漁村における体験型旅行
- 全国商品券※・プリペイドカード※・地域型商品券
- 農林水産品関連商品券
- 森林づくり・木づかい活動に対する寄付
- 被災地に対する寄付
- 即時交換※ (住宅の新築等の際に、木製のドアやフローリング等の工事代金に充当)

※全国商品券・プリペイドカードへの交換・即時交換を行う場合は、ポイントの50%が上限

詳しくはこちらへ 木材利用ポイント事務局 <http://mokusai-points.jp/>

(水産林務部林務局林業木材課需要推進グループ)